

## 平成28年度 第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 議事録

日 時：平成29年1月16日（月）13時30分～15時30分

場 所：佐倉市役所 議会棟2階 第3委員会室

委員名簿			事務局出席者		
会 長	岩淵 康雄	医 師	福祉部	部 長	井坂 幸彦
副会長	深沢 孝志	社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	島村 美恵子
委 員	秤屋 尚生	歯科医師	包括ケア推進班(班長)	主 幹	三須 裕文
〃	栗生 和明	民生委員・児童委員	包括支援班(班長)	主 査	山本 義明
〃	瀬尾 潔	ボランティア団体	包括支援班	主査補	石橋 誠
〃	川崎 順子	高齢者クラブ	介護給付班(班長)	主 査	福山 利加子
〃	寺田 洋介	施設介護サービス事業者	介護資格保険料班(班長)	主 査	遠藤 和久
〃	大野 哲義	在宅介護サービス事業者	介護認定班(班長)	主 査	菅澤 朋子
〃	國本 幸栄	公募市民	生きがい支援班(班長)	副主幹	渡部 友昭
〃	根本 弘子	公募市民	生きがい支援班	主任主事	伊藤 耕
〃	村田 修造	公募市民			
〃	松井 強	公募市民			
〃	古島 弘	公募市民			
〃	鈴木 雅之	学識経験者			

■委員欠席者：0名

◆傍聴者：2名

<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思ひます。本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課長の島村でございます。本年もご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議でございますが、議事録作成のために録音しておりますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>はじめに、委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。市の民生委員・児童委員でございますが、昨年12月1日付で一斉改選がございました。このことに伴い、これまで民生委員・児童委員からの選出委員でいらっしやいました「林 久雄」様が退任されたため、同日付で新たに「粟生和明」様に委員をお願いすることになりました。粟生委員におかれましては前任者の残任期間で委員をお願いすることになります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>●粟生委員</p>	<p>粟生と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>続きまして、配付資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>○事前配布資料といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会議次第：第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 次第</li> <li>②資料1-1：佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募経過概要</li> <li>③資料1-2：佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募要項</li> <li>④資料1-3：平成29年度佐倉市志津北部地域包括支援センター業務委託仕様書</li> <li>⑤資料1-4：佐倉市地域包括支援センター委託法人選考基準</li> <li>⑥資料2-1：平成28年度地域密着型サービス事業者の募集(公募手続き)の概要</li> <li>⑦資料2-2：平成28年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 事業者選考検討会 委員名簿</li> <li>⑧資料3：第7期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について</li> </ul> <p>○当日配布資料といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募得点集計表</li> <li>②地域介護予防活動支援事業補助金 交付団体一覧</li> <li>③佐倉市の「地域の支え合い 助け合いリスト」</li> </ul> <p>以上でございますが、不足資料等はございませんか。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、ただいまより、平成28年度 第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。</p>

○高齢者福祉課長

ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることになっておりますので、私が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

また、傍聴人についてですが、本来会議は公開することが原則となっておりますけれども、今回の議事の(1)「平成29年度佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果について」においては、不開示情報に該当するものが含まれます。また、会議を公開することで公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。そのため、本日の会議につきましては、議事(1)のみ非公開とし、それ以外の議事は傍聴を認め、会議を公開することによってよろしいでしょうか。

### ～委員了承～

●会長

それでは会議を一部非公開とし、「議事(2)その他」から傍聴を認めることとしますので、宜しくをお願いいたします。

早速ですが次第に沿いまして議事を進めます。「議事(1)平成29年度佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果について」事務局より説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課(山本)

議長、よろしいでしょうか。私、山本からご説明をさせていただきます。資料といたしましてはお送りさせていただきました、資料1-1から資料1-4まで、併せまして本日お配りをした「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募得点集計表」を基にご説明させていただきます。また、得点表の後ろ2枚目以降につきましてはご応募いただいた法人から事業に対して提案があった内容を一部つけさせていただいております。こちらの資料も説明の中でご覧いただければと思います。

○高齢者福祉課（山本）

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会につきましては、「地域包括支援センター運営協議会」としての役割も担っていただいております。地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項について、意見をいただくこととしております。このことから、第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会におきまして、平成29年度の佐倉市地域包括支援センター業務委託法人の公募に関しまして、公募概要の説明をし、ご意見をいただいたところでございます。

本日は、佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募に係る受託候補者の選定結果につきましてご報告をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募経過概要」についてご説明させていただきます。

佐倉市地域包括支援センターの業務委託法人の公募につきましては、平成28年10月14日に、佐倉市公式Webサイトの高齢者福祉課のページ上に、資料1-2「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募要項」、資料1-3「平成29年度佐倉市地域包括支援センター業務委託仕様書」等を掲載いたしまして、公募を開始いたしました。

平成28年10月27日に、「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募」に係る公募説明会を開催いたしまして、9法人の参加がございました。

平成28年11月21日から11月30日まで応募書類の受付を行った結果、志津北部地域包括支援センターには、社会福祉法人2者から、志津南部地域包括支援センターには、社会福祉法人2者から、臼井・千代田地域包括支援センターには、社会福祉法人1者から、佐倉地域包括支援センターには、共同事業体1者から、南部地域包括支援センターには、社会福祉法人及び株式会社の2者から応募がございました。

平成28年12月15日、16日の2日間に渡り、「佐倉市地域包括支援センター委託法人選考委員会」を開催し、応募法人からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、資料1-4にございます、「佐倉市地域包括支援センター委託法人選考基準」に基づき、受託候補者の選定を行いました。

候補者の選考に当たりましては、各委員が選考基準に基づき、法人ごとに評価を行い、委員の評価点の合計を加算し応募圏域ごとに順位付けを行い、最も評価点の高い法人をその圏域における候補者として選定することといたしております。

○高齢者福祉課（山本）

ただし、選考基準に係る合計点が満点の55パーセントに満たないとき、各大項目の小計が大項目における満点の50パーセントに満たないとき、各小項目の計が0点のとき、に該当する場合には、合計点の順位にかかわらず候補者としての選定から除外することといたしました。応募いただいた全ての法人がこの除外の規定には該当いたしませんでした。

それでは、選考委員会の選定結果につきまして、本日、配布をいたしました「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募選考 得点表」により、地域包括支援センターごとに、ご説明をさせていただきます。

はじめに、志津北部地域包括支援センターでございます。応募法人は、社会福祉法人2者でございます。

選考基準による評価では、1位候補者につきましては、項目の「1法人に関すること」の「②実績」にある「市内での高齢者関連事業に関する活動実績」、「国・地方公共団体からの委託事業実績」や、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある「必要な専門職の確保」、「③地域包括支援センター運営の基本方針」内にある「チームアプローチの実効性」などの提案で高い評価がされております。

具体的な内容といたしまして、「必要な専門職の確保」について、経験のある専門職の配置を予定していること、「チームアプローチの実効性」として、業務開始前に前日に受けた相談をすべて報告し、全職員で情報を共有する、など具体的な提案がされていること等が評価されています。

次に次点候補者につきましては、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」や、「3業務の管理」の「②リスク管理」にある、「事故・緊急時の対応」の提案で高い評価がされております。

具体的な内容につきましては、「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」では、資格取得支援制度や外部研修参加支援制度等を設け、職員の能力開発と自己啓発の推進をはかる提案がされております。また、「事故・緊急時の対応」として、マニュアル整備に加え、大規模災害も想定した対応を図るための体制整備などの提案が評価されています。

総合評価の結果といたしまして、1位候補者670点、次点候補者631点でありました。

次に、志津南部地域包括支援センターについて説明をさせていただきます。

応募法人は、社会福祉法人2者でございます。選考基準に

○高齢者福祉課（山本）

よる評価では、1位候補者につきましては、「1法人に関すること」の「②実績」にある、「市内での高齢者関連事業に関する活動実績」、「国・地方公共団体からの委託事業実績」や、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある、「必要な専門職の確保」の提案で高い評価がされております。

具体的な内容といたしまして、「市内における高齢者関連事業及び介護保険事業、地域活動に関する実績」、「直近5年間の国・地方公共団体からの委託事業に関する実績」で、施設開設後間もなくから、市の在宅介護支援センターをはじめとする、高齢者事業を実施していること、「必要な専門職の確保」において、経験のある専門職の確保がされた提案となっていることが評価されています。

次に、次点候補者につきましては、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある、「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」や、「3業務の管理」の「②リスク管理」にある「事故・緊急時の対応」の提案で高い評価がされております。提案の内容としては、志津北部地域包括支援センターでご説明させていただいたものと同様です。

総合評価の結果、1位候補者660点、次点候補者648点でありました。

続きまして、臼井・千代田地域包括支援センターについてご説明させていただきます。

応募法人は、社会福祉法人1者でございました。

選考基準による評価では、「1法人に関すること」の「②実績」にある、「市内での高齢者関連事業に関する活動実績」、「国・地方公共団体からの委託事業実績」や、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある、「必要な専門職の確保」、「③地域包括支援センター運営の基本方針」内にある、「選択した地域包括支援センターが担当する圏域に対する認識・見解」などの提案で高い評価がされております。

具体的な内容といたしましては、「必要な専門職の確保」において、経験のある専門職の確保がされた提案となっております。「選択した地域包括支援センターが担当する圏域に対する認識・見解」では、地域の課題に対応するため、民生委員・ケアマネージャーとの情報交換会や、地区社協単位で地域の関係者を集めた地区別ケア会議など具体的な取り組みの提案が評価されています。

総合評価の結果、676点でありました。

次に、佐倉地域包括支援センターについてご説明をさせてい

○高齢者福祉課（山本）

ただきます。応募法人は、共同事業体の1者でございました。選考基準による評価では、「1法人に関すること」の「②実績」にある、「市内での高齢者関連事業に関する活動実績」、「国・地方公共団体からの委託事業実績」や、「2業務の実行性」の「①開設計画・準備」にある開設場所、「③地域包括支援センター運営の基本方針」内にある、一般介護予防事業の提案で高い評価がされております。

具体的な内容といたしましては、センター開設予定地が京成佐倉駅前であり、利用者にとって利用しやすく、わかりやすい場所であること、また、今回の提案では2階部分も利用し、事業スペースが拡大される提案となっていること、「一般介護予防事業」では、高齢者の健康増進、介護予防を推進するため、住民主体の運動の拠点づくりや、介護予防教室では、病院や介護老人保健施設の理学療法士などとも協力し、自宅でも継続して自主的な取り組みが出来る講座の実施などの提案が評価されています。

総合評価の結果、653点でありました。なお、「生活支援体制整備事業」の人員体制に関する提案については、今後十分に協議をするようにとの意見が付されております。

次に、南部地域包括支援センターについてご説明させていただきます。

応募法人は、社会福祉法人及び株式会社の2者でございました。

選考基準による評価では、1位候補者につきましては、「1法人に関すること」の「②実績」にある、「市内での高齢者関連事業に関する活動実績」、「国・地方公共団体からの委託事業実績」や、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある、「必要な専門職の確保」、「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」、「③地域包括支援センター運営の基本方針」内にある、「センター運営における基本的視点」、「総合相談支援業務」などの提案で高い評価がされております。

具体的な内容といたしましては、必要な専門職の確保として、専門性の高い認知症看護認定看護師を配置することや、「総合相談支援業務」では、地域の高齢者や障害児・者をはじめとする支援を必要とする方の幅広い相談に応じるため、障害者相談支援事業所と連携し総合相談センターとして事業を行う提案が評価されています。

次に次点候補者につきましては、「1法人に関すること」の「②実績」にある、「国・地方公共団体からの委託事業実績」

<p>○高齢者福祉課（山本）</p>	<p>や、「2業務の実行性」の「②人材の確保」にある、「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」などの提案で高い評価がされております。</p> <p>具体的な内容といたしましては、「職員の資質向上・専門性向上に向けた取り組み」で、地域包括支援センター運営スーパーバイザーを配置し、地域包括支援センター立ち上げ時の業務フォローや、処遇困難ケース対応のアドバイス支援の提案が評価されています。</p> <p>総合評価の結果、1位候補者710点、次点候補者655点でありました。</p>
<p>○高齢者福祉課（山本）</p>	<p>以上、簡単ではございますが、「平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果について」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>最後になりますが、本日の配布いたしました「佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募選考 得点集計表」及び応募法人からの応募書類につきましては、本日の会議終了後に回収をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>●会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
<p>●A委員</p>	<p>各候補者共通ですが、運営に関する計画書の配置予定専門職、この中で保健師に準ずるものというところに丸がついてまして、管理者や指定介護予防支援事業所との兼務、丸がついているところ、下段の注1を見ると兼務の場合は丸をつけるという表現になっています。丸がついているところはすべて兼務されている理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>○高齢者福祉課（山本）</p>	<p>議長よろしいでしょうか。ご説明させていただきます。</p> <p>まず、準ずるものの丸の部分でございますが、基本的には保健師、社会福祉士、主任介護専門員が業務を行うこととなっておりますが、この保健師、社会福祉士、主任介護専門員につきましても一定の条件を満たす場合には、これらの資格を持っていなくても業務を行ってよいということとしております。これにつきましては、資料1-2をご覧ください。佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募要項でございます。こちらの6</p>



○高齢者福祉課（山本）

ページをご覧いただきたいと思います。中段の人員体制に準ずるものの説明がございませぬ。この経験をもっているかたでしたら準ずるものとして業務を行うことができるとしております。たとえば保健師に準ずるものに丸がついておりますので、この方については保健師の資格はお持ちではないですが、保健師に準ずるものとして業務を行うことを可能としております。

次に指定介護予防支援事業所との兼務についてでございます。地域包括支援センターを受託していただいた事業所につきましては指定介護予防支援事業所としての指定も受けていただくこととなります。こちらの業務にあたる場合は兼務としてこちらに丸をしていただくことにしております。

●会長

他にご質問、ご意見はございますか。

●B委員

今回候補にあがった法人は、現在と同じところとみてよろしいでしょうか。

○高齢者福祉課（山本）

議長、よろしいでしょうか。今回選定された法人は今現在業務を行っていただいている法人でございます。ただし、佐倉地域包括支援センターにつきましては、現在は1法人で事業受託していただいておりますが、今回の提案では共同事業体で事業を実施したいと提案をいただいているということでございます。

●B委員

もう一つよろしいでしょうか。私はこの結論について異議はございませんけれども、たとえば志津南部地区の1の「②実績」のところをだいぶ差がついております。そうすると実績がないところは選ばれにくいということになります。志津南部の2法人の評価点の合計は660点と648点です。ところがその大きな差というのは法人に関する「②実績」、ここが全部で27点違うということになっています。648点に27点を足すと675点になります。そうするともう一方の法人より高くなります。要するに実績のないところが、他の項目が良くても選ばれにくいという仕組みになってしまっているのではないかと危惧します。

○高齢者福祉課（山本）

議長、よろしいでしょうか。確かに評価といたしましては、現況として実績をどう評価するのかということがございます。実績値が高いところを一定の評価をするというのが現状です。

<p>● B 委員</p>	<p>たとえば国・地方公共団体からの委託事業実績を比べますと40点と25点になっています。要するに佐倉市が委託していなかったと、こういう理解もできます。</p>
<p>○ 高齢者福祉課（山本）</p>	<p>前回は公募をして、評価をさせていただいて、現法人が受託していただいているという状況でございますので、今後も公募はしていくことになると思いますが、その中で提案を評価し、選定していきたいと考えています。</p>
<p>● B 委員</p>	<p>それで結構です。ただ、実績に重きを置きすぎる選考方法については、今後検討の機会がありましたらぜひご検討いただきたいと思います。</p>
<p>● 会長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。他に何かございますか。</p>
<p>● C 委員</p>	<p>よろしいでしょうか。高齢者が、各圏域にどれくらいいて、はたして各圏域に1カ所で妥当なのか、疑問があります。これから高齢者が増えてくる社会情勢ですから、今のように志津北部、志津南部と一つずつで志津地区において業務を実施するのか、それとももう一つ実施する者を選ぶのか、その点はどうですか。ユーカーリ地区には立派な施設ができてそこに高齢者が入所するので高齢者が増えるということもあるので、2者で実施していくのはどうなのかな、と思います。どのようにお考えかお示し願いたい。</p>
<p>○ 高齢者福祉課長</p>	<p>地域包括支援センターが各圏域1カ所でいいのか、という質問だと思いますが、現段階、第6期の計画の中では、地域包括支援センターを増やすという計画はございません。ただし、圏域毎の高齢者の増加の見込みがございしますが、高齢者の増加によっては職員を増やしていくことで各圏域対応していくことを考えております。以上です。</p>
<p>● C 委員</p>	<p>よろしいでしょうか。市内5カ所で高齢者の増加に対応していくのですね。現在の5カ所の人員を増やすことで対応するというのも一つの手段だと思いますが、優秀な事業所を発掘という意味では考えていただければな、と思います。 この得点表を見ますと他の地域に行けばできるのではない</p>

●C委員	かと、得点を上回っているのではないかと思ったものですから。この得点表をみるともったいないなあと思ってしまいます。
●M委員	最初は1カ所でしたよね。
○高齢者福祉課長	最初は市直営で1カ所でした。それが5カ所になりました。今後については状況を見ながらということになると思います。
●D委員	<p>よろしいでしょうか。委託費を分散して地域包括支援センターを増やしていくということは考えられますでしょうか。</p> <p>また、総合得点のところで、次点の法人が地域によって評価が逆転しているところがありますが、こちらはどのようにお考えでしょうか。</p>
○高齢者福祉課（山本）	<p>よろしいでしょうか。まず、次点候補者の関係ですが、最も評価点が高い法人と今後協議をさせていただくこととなります。候補者が辞退された場合には次点候補者と協議することとなります。そのため2者以上の応募があった圏域について、一定以上の評価がされている場合は次点候補者としているところでございます。</p> <p>圏域によっては、次点候補者のほうが別の圏域の候補者より評価点が高いというご指摘だと思いますが、例えば圏域が異なれば地域の認識が異なってまいりますので、ある圏域で次点候補者の評価点が高い別の圏域の候補者の評価点を上回っていたとしても単純に比較はできず、圏域を移っていただくということは考えておりません。以上でございます。</p>
●E委員	よろしいでしょうか。共同事業体で提案されているところがありますが、委託費については共同事業体に支払い、あとはその内部でやり取りするということになるのでしょうか。
○高齢者福祉課（山本）	委託費用についてはこちらで上限額を定めさせていただいて公募をしており、その金額の中で業務を行っていただくこととなります。共同事業体については構成する法人が業務によって按分していただくこととなります。
●E委員	共同事業体の構成法人については他の法人とのかかわりもあると思います。今までどおり他の地域包括支援センターとも

● E 委員	関わってくださるのか、それともそうはならないのかということ伺いたと思います。
○ 高齢者福祉課（山本）	今までの他の地域包括支援センターとの関わりは継続し、今回提案されたのは、地域包括支援センターの仕様書に基づき業務にあたる部分で人員をつけるということでございます。他の地域包括支援センターとの関わりが変わるということではないと理解しております。
● 会長	他にご質問、ご意見はございますか。
● A 委員	よろしいでしょうか。「3業務の管理」というところで、志津南部の次点候補者が、事故・緊急時の対応ということでかなり高い評価点を得ています。この取り組みは素晴らしいものであるので高い評価を得ているのだと思います。他の事業所に対しても契約する時にこのような取り組みを盛り込んでいただくようにすることはできませんでしょうか。
○ 高齢者福祉課（山本）	事故・緊急時の対応の提案の中で評価が高かったのが、緊急時に関するマニュアルの整備と、大規模災害にも対応した組織について、「大規模災害も想定した対応を図るため、法人レベルで組織的な対応ができる体制整備をします。」という点だと考えます。マニュアル整備については今後行っていただくことになろうかと思えます。大規模災害については、契約の段階で「整備してください。」とは申し上げられません。これをやっていただかなければ契約ができないということは難しい状況です。
● A 委員	必ずしも契約書の文面に載せなくても、こういった事故や緊急時の対応というのは今後大切なものだと思います。体制づくりをしていただく、という項目が入れば地震などがあっても地域包括支援センター等が中心になって自治会と協力し合っという形になればメリットになるのではないかと思います。ですからこういった取り組みをしますという組織にさせていただきたいということを申し上げて、盛り込んでいただければと思います。
○ 高齢者福祉課（山本）	この部分に関しましては検討させていただきます。

<p>● F 委員</p>	<p>よろしいでしょうか。先ほど、実績があまり大きな割合を占めるのはどうか、ということがありましたが、私も同感です。実績の評価点で37点、40点、25点というところがございしますが、どのような状況だとこの数字になるのか、簡単に教えていただけますでしょうか。</p>
<p>○ 高齢者福祉課（山本）</p>	<p>こちらは満点で50点と表記がされておりますが、評価委員一人につき10点の評価ができるようになっております。5人の評価委員が評価をします。たとえば40点とついているところでもございますが、平均すると評価委員一人が8点と評価していることとなります。25点とついている場合は、平均すると評価委員一人が5点と評価していることとなります。</p>
<p>● 会長</p>	<p>他にご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
<p>● G 委員</p>	<p>よろしいでしょうか。この得点表の配点というのは、応募された法人の方がご存じなのでしょうか。</p>
<p>○ 高齢者福祉課（山本）</p>	<p>今回につきましては、資料1-2の17ページにございますが、項目は示しておりますが配点までは示しておりません。</p>
<p>● G 委員</p>	<p>出せる部分出せない部分あると思いますが、先ほどの事故・緊急時の対応など、配点が高い項目において他の法人の数字などを見たときに、自分たちもその数字にあげられるように改善していくというメリットもあるのではないかな、と思います。</p>
<p>● M 委員</p>	<p>よろしいですか。 例えば今回二つの候補者がいる場合では、片方は実際に業務を受託し行っていて、片方は業務を行っていないということになります。これから受託しようとする方は、実際に業務を行っていないので書こうと思えば何でも提案できます。業務を行っているところは、実際の経験と、それに基づいてこれからこうしていきたいということを提案すると思います。評価委員は提案を点数付けするのですが、提案が本当に実現できるかどうかは信頼するしかないのでしょうか。</p>
<p>○ 高齢者福祉課（山本）</p>	<p>応募の際にとっても良い提案をされれば当然高い評価になります。ただし、仮にその提案をされた法人が、それをもって今回受託をされた場合においては、当懇話会にも報告をさせてい</p>

○高齢者福祉課（山本）	<p>ただいておりますが、業務を受託している法人に対し、毎年度評価委員会を開いており、その評価委員会の中で、その提案をいただいた内容が実際に行われているのか、という部分を評価させていただくことになろうかと思えます。今後評価をする中で評価が悪ければ改善をしていただく、もしくは改善が難しいということであれば業務委託自体を停止するということも可能であろうと考えています。</p>
●A委員	<p>もう一つよろしいでしょうか。資料1-2の9ページに委託経費の一覧があるのですが、いま契約している事業所が次年度も継続して契約となった場合は、事務所開設経費というのは除かれるのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課（山本）	<p>この経費につきましては、今現在の受託法人と契約した場合同じ場所で事業を実施されることになろうかと思えますが、この場合はこの経費はお支払いしないということになります。</p>
●会長	<p>ご意見等も出尽くしたようですので、ただいま事務局からご説明のありました、「平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果」について、当懇話会としてご承認いただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>～委員了承～</p>	
●会長	<p>それでは、事務局の方で、各委員のご意見等を踏まえつつ、所定の手続きを進めていただきますよう、宜しく願いいたします。</p> <p>続きまして、「議事（2）その他」でございますが、「①地域密着型サービス運営事業者の公募結果等について」、事務局より説明をお願いいたします</p>
○高齢者福祉課（渡部）	<p>高齢者福祉課生きがい支援班の渡部と申します。議事の（2）の①についてご説明をさせていただきます。</p> <p>これまでの懇話会でもお話をさせていただいておりますが、昨年実施いたしました、地域密着型サービス事業者の募集及びその結果について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2-1の1/2頁をご覧ください。「目的」は、「1」に記載のとおりでございます。「募集対象施設」は、「2」にございますように、第6期計画に位置付けた、①小規模多機能型</p>

○高齢者福祉課（渡部）

居宅介護（通所、訪問、宿泊のサービスを提供）と、②地域密着型介護老人福祉入所者生活介護（入所定員29人以下の特別養護老人ホーム）でございます。「公募期間」は、7月22日から9月末までの約2ヵ月半で、「4」にございますように、市のホームページで募集をいたしました。

その結果、1法人より志津南部圏域において、「①の小規模多機能型居宅介護」を整備運営されたいという応募がございました。

続きまして、裏面の2/2頁をご覧ください。「応募事業者の概要」でございますが、申請者は、八千代市勝田台に主たる事務所を置く、「ウイズユー株式会社」という法人でございます。創業後9年が経過した法人でございます。「応募事業の概要」でございますが、施設名は「小規模多機能型居宅介護 ういず・ユーホープリビング志津（仮称）」で、整備計画の概要は、登録定員29名、通所サービス利用定員18名、宿泊サービス利用定員9名とする小規模多機能型居宅介護に、サービス付き高齢者向け住宅（22室）を併設する計画でございました。設置予定場所は、西志津4丁目・市街化区域の1,162㎡（約350坪）の土地に、建築面積575㎡、延床面積1,100㎡の準耐火構造・木造2階建ての建物を新築し、当該建物・土地を賃借し、当該事業を実施しようとする計画でございました。

資金収支計画は、当初に2,000万円を銀行から借り入れ、初年度は、マイナス1,200万円の収支となりますが、2年目以降は、1,700～1,900万円程度の黒字収支を見込んでおります。このような事業提案に対し、一次審査では、担当職員による書類審査を行い、組織体制、運営状況、用地等の状況、資金計画、施設計画の内容等が、いずれも適切であったことを確認いたしました。

次に、二次審査では、当懇話会の一部委員にご協力をいただき、事業者選考検討会を設置し、11月1日に会議を開催し、応募事業者によるプレゼンを交えて、選考いたしました。

事業者選考検討会の構成委員につきましては、資料2-2をご覧ください。福祉分野から深沢委員、瀬尾委員に、介護分野から寺田委員、大野委員に、市民から根本委員、古島委員の計6名にご協力をいただき、事業所運営（応募動機、地域貢献、職員配置・研修、利便性）と利用者処遇（医療機関との連携、苦情処理・個人情報保護、安全対策、衛生管理、利用者への処遇）に着目し評価をしていただきました。

再び、資料2-1の2/2頁をご覧ください。その頁の下のほ

○高齢者福祉課（渡部）	<p>うにありますように、委員6人の合計得点の最高点（満点）を500点／人×6人＝3,000点に、ボーダーラインとなる基準点を1,800点に設定し、選考（採点）していただいたところ、2,220点を獲得する結果となりました。</p> <p>この結果を踏まえたうえで、市で応募事業者を地域密着型サービス協議対象事業者として決定したところです。</p> <p>ただし、事業者選考検討会においては、合格点が得られたものの「安定した事業所運営に努められたい。」並びに、「設置予定地は交通量が多いことから、利用者等の安全確保に十分留意されたい。」という2つの附帯意見が提示されましたので、応募事業者に対する選考結果通知書には、これらの附帯意見を添えて11月9日付けで通知いたしました。</p> <p>応募事業者であるウイズユー株式会社では、この選考結果を受けて、現在、事業実施に向けた準備を進めているところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
●会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございますか。</p>
●H委員	<p>事業者選考検討会の会長を務めさせていただきましたが、プレゼンテーションでは非常に前向きで、応募者の気持ちが伝わる良いプレゼンテーションであったと思います。今の付帯意見で出させていただいたとおり、当初の借入等がございましたので、収支のバランスを見た長期的な運営ができるよう留意していただきたいと思います。また、西志津は交通量が多く、通りに面した所に入出口がありますので交通安全には十分留意してほしいという意見も出ました。</p> <p>全体的には前向きな良い法人であると思っております。</p>
●会長	<p>他にご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
●A委員	<p>資料2-2の2ページの「応募事業の概要」で、建物構造とありますけれども、この建物は準耐火構造でよろしいのでしょうか。また、耐震はどうなっているのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課（渡部）	<p>こちらの建物の場合、準耐火構造で法令上問題ないということでご認識いただければと思います。耐震についても、建築基準法に基づいて整備され、確認申請をする段階で内容の審査が</p>



○高齢者福祉課（渡部）	行われますので、問題ないものと考えております。以上です。
●会長	他にはどうでしょうか。
●I 委員	資料 2-1 の「募集対象施設」について、3カ所、3施設を募集しているのですが、そのうちの1カ所しか応募がなかったということになっています。第6期の計画としては応募がなかったところも必要があったということだと思いますのでなんらかの対応が図られることを希望します。
●会長	私もそれをお聞きしたかったのですが、また追加で公募ということがあるのでしょうか。
○高齢者福祉課（渡部）	<p>確かにこれだけ募集はしたのですが、残念ながら1法人しか手が上がらなかったということになりました。</p> <p>再公募ということは具体的に第6期計画の期間中である平成29年度で整備できるのか、ということもありまして、どうするかは確定していない状況です。</p> <p>小規模の特別養護老人ホームに関しては、相談があった法人はあったのですが、採算性が厳しい面があるというお話をいただいております。その上で、まだ確定ではありませんが、例えばショートステイサービスの供給が充足しているという状況であれば、広域型の特別養護老人ホームのショートステイ床を特別養護老人ホームに転用することについても検討をしているところです。</p> <p>今後具体的な動きがありましたら、当懇話会にご報告、ご説明させていただこうと思っております。</p>
●J 委員	<p>資金的な部分で申し上げると非常に心配です。法人の理念、信念はプレゼンテーションでも非常に感じられました。しかし経営的な面が心配されます。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、介護保険のサービスの中でもすばらしい形のものですが、採算が合わない。</p> <p>ただ、サービス付き高齢者向け住宅からの受け入れが現在できるようですのでなんとかかなるかな、と思っています。継続してサービス提供いただけることを願っています。</p> <p>小規模な特別養護老人ホームについても、29人以下の定員では採算が合わないことは業界では常識になってきています。</p>

● J 委員	<p>広域型の特別養護老人ホームを経営している法人がサテライトのように事業を行うのであれば何とかかなるとは思いますが。</p>
● 会長	<p>他にご質問、ご意見はございますでしょうか。      それでは、事務局の方で、各委員のご意見等を踏まえつつ、所定の手続きを進めていただきますよう、宜しく願いいたします。</p> <p>続きまして、「②第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定に係るアンケート調査の件について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
○ 高齢者福祉課（渡部）	<p>引き続き、生きがい支援班の渡部よりご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料3の1/7頁をご覧ください。</p> <p>現在の計画は、平成27年3月末に作成した「第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画」でございまして、計画期間は平成27年度から29年度までの3年間となっております。これは、介護保険法で、三年を一期とする計画を定めることになっておりますので、佐倉市のみならず、全国一律のこととなっております。</p> <p>このため、平成29年度中に現在の計画を見直し、計画期間を平成30年度から32年度までの3年間とする第7期の計画を、今後策定する必要があります。</p> <p>お手元の資料の「従前」にありますとおり、これまでは、介護保険事業計画の策定にあたり、現状の実績値や将来の年齢別人口の変化を基にしたワークシートに基づく自動計算結果に基づく計画策定が一般的でした。</p> <p>次の第7期計画策定にあたっては、「在宅生活の継続」や「就労継続」に有効なサービス利用のあり方やサービス整備の方向性を保険者である自治体が示していくことも求められていることから、「在宅介護実態調査」が新たに導入されることとなりました。これは、安倍首相がかつて示した政策に掲げられた『介護離職ゼロ』（安心につながる社会保障）を後押しするために、国から示されたものです。</p> <p>この「在宅介護実態調査」につきましては、10月に入って国から正式にこういった調査をするようにと、示されたところですが、国が示したマニュアルでは、一定の人口規模の自治体では600件のデータを集めることと、介護認定調査員による聞き取り調査で実施することが推奨されていました。600件</p>

○高齢者福祉  
課（渡部）

のデータを集めるためには、相当の期間がかかりますので、早急に対応するため、本年1月から既に調査を開始しております。そのため、当懇話会にそのご報告をさせていただき趣旨で、本日も説明をさせていただきことといたしました。

「第7期計画策定に係る被保険者の意向調査の実施について」でございますが、現時点では国から2つの調査を実施するよう示されており、「1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「2. 在宅介護実態調査」がございます。

このうち「1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」につきましては、平成29年度にコンサル委託で実施したいと考えております。

対象者は「要支援認定者及び一般高齢者」で、概要は、調査結果を国が作成した「見える化」システムに入力することにより、調査結果の地域間比較が容易に可能となることが特徴となっております。

調査標本数は、要支援認定者1000件、一般高齢者1000件で、調査時期は今年の夏頃を予定しております。

次に、既に着手している「2. 在宅介護実態調査」でございますが、こちらは、本年度中に（来年度の初旬までに）介護認定調査委員による聞き取り調査で実施いたします。

対象者は、「在宅で生活している要支援・要介護者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方」で、概要は調査結果を国が策定した「自動集計分析ソフト」に入力することにより、支援・サービスの利用実態やニーズのほか、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析することが可能となることが特徴となっております。

調査標本数は、600件で、調査時期は1月から4月までの4ヵ月程度を予定しております。

続きまして、資料の2/7頁をご覧ください。

こちらは、第6期計画を策定する折に実施したアンケート調査の概要でございますが、全部で7種類のアンケート調査を実施いたしました。第7期計画策定に向けて実施するアンケート調査の全貌は現時点で未確定の状況ですので、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして資料の3/7頁をご覧ください。

こちらは、国が示した計画策定プロセスと支援ツールの関係に関する資料でございます。

左側の部分にありますとおり、各自治体で自然体の推計と合

○高齢者福祉課（渡部）

わせ、基礎調査、地域ケア会議、地域間比較等を行い、当懇話会における議論等を踏まえて、計画策定を行うことが例示されております。行政で素案を作成しまして、当懇話会においてご意見をいただき、計画を策定していることとなります。来年度も引き続きお知恵をお貸しいただければと思います。

資料の4/7頁をご覧ください。

こちら、国が示した国・県・市との関連性を位置付けた計画策定スケジュールに関する資料でございます。国が概ねのスケジュールを示しているのですが、必ずしもこのスケジュールどおり計画が策定できるとは考えておりません。国からの通知や資料の送付が遅れることも想定されます。なるべく早く計画の素案を作っていくたいと考えていますが、こちらはスケジュール案ということでご理解いただければと思います。

続きまして、資料の5/7頁をご覧ください。

佐倉市で実施している「在宅介護実態調査」に関する資料でございます。調査手法といたしましては、認定調査を担当している職員23名により聞き取り調査を更新申請等に伴う認定調査のタイミングで実施してまいります。

下段には、平成28年度における介護認定の申請区分ごとの件数に関する実績を掲載しておりますが、在宅で更新申請・区分変更をされる件数は毎月150～200件程度となっております。したがって4ヵ月程度あれば600件の調査を完了できるのではないかと考えております。

続きまして資料の6/7と7/7頁をご覧ください。

こちらが実際の調査票の内容でございますが、A票は要支援・要介護者の方に関する調査で設問数は14問、B票は介護者に関する調査で設問数は5問となっており、いずれも国から提示された設問内容となっております。

なお、さきにご説明をさせていただきましたが、この調査結果につきましては、今後、国から提供されます「自動集計分析ソフト」に入力することで解析されることになるため、設問の内容自体は国が示したものをそのままの形で活用しておりますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、宜しくお願いいたします。

また、この調査表の特徴として、被保険者番号を記入するようになっております。通常のアンケートとは異なり、対象のかたが特定されるということになります。具体的な情報を基に分析ができるものであると考えております。もちろん個人情報はずきちんと管理した上で運用してまいります。

○高齢者福祉課（渡部）	説明は以上でございます。
●会長	ありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございますでしょうか。
●J委員	調査の中身は佐倉市でアレンジしていますか。
○高齢者福祉課（渡部）	国から示されたもので、佐倉市のアレンジはありません。
●J委員	Aの13の項目に「住改、福祉用具貸与・購入以外のサービスの利用について」のサービスとは、介護保険のサービスを指しているのでしょうか。
○高齢者福祉課（渡部）	介護保険のサービスを指しています。設問の13は次の設問の14につながります。設問の13で聞いているのは介護保険のサービスを利用しているかということです。利用していない、という場合、その理由を設問の14で伺うという内容になっております。
●K委員	集計の都合等で国の定めたこの形式になる、とのことですが、できればアンケートの最後のところに「その他ご意見等あれば聞かせてください。」のような形で、集計には入らないけれども、今後の佐倉市の参考にするということで欄を設けるといことも考えていただいた方が良いのではないのでしょうか。
○高齢者福祉課（渡部）	国が示したこのアンケート調査につきましては、こちらの事情になってしまいますが、認定調査員が、更新申請をされたかたのお宅に伺い、調査、聞き取りをすることになります。当事者にしてみれば必要最小限の時間で済ませたいという考えもあると思います。したがってこのアンケートではそこまでは伺わないこととし、これ以外のアンケート調査でご提案いただいた自由意見欄等を設け希望を聞いていこうと思っております。
●M委員	よろしいでしょうか。対象者被保険者番号を記入することで対象者を特定するとのことですが、対象者の付随した情報もわかってしまうことになりませんが、その情報の取扱いはどのようになりませんか。

○高齢者福祉課長	<p>今回の調査の分析においては、対象者の要介護度を用いることになっております。そのため被保険者番号で個人を特定することになりますが、分析に必要な部分以外の情報を利用することはありません。</p>
●会長	<p>今回の調査に対して他にご意見はありますか。</p>
●L委員	<p>今回示されたものについてはこれで良いのではないかと思います。</p>
●会長	<p>他にご質問、ご意見はございますか。      それでは、事務局の方で、各委員のご意見等を踏まえつつ、所定の手続きを進めていただきますよう、宜しく願いいたします。      ほかに、事務局から報告事項等はございますか。</p>
○高齢者福祉課（三須）	<p>私から報告事項がございませう。前回の懇話会の中で「佐倉市地域介護予防活動支援事業の補助団体」に関してご質問をいただいておりますので、資料を配布しております。      補助金交付団体の一覧の資料を配布させていただいております。9月1日から10月末まで補助団体の追加募集を広報誌とホームページで行いました。追加で15団体に補助金を交付しております。したがって合計で27団体になりました。この補助金の目的は、高齢者が身近な地域で、仲間づくり、介護予防に取り組んでいただくというものです。      なお、この補助金を受けている団体以外においても、地域での交流の場がございませう。それにつきましては、次の資料に掲載しております。佐倉市の「地域の支え合い 助け合いリスト」をお配りしております。このリストには、各日常生活圏域に配置されている生活支援コーディネーターが収集した団体の情報等を掲載しております。平成28年11月1日現在の情報になっております。この資料は、市のホームページにおいても閲覧が可能であり、また、地域包括支援センターにおいても配布しております。このリストの中身ですが、家事援助、介護者支援、外出支援、交流の場等の関係団体の情報を掲載しております。今後も情報の収集に努め、公表していきたいと考えております。      説明は以上です。</p>

<p>●会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明、本日の議事について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
<p>● I 委員</p>	<p>デイサービスやヘルパーが総合事業に移行しますが、その進捗について伺います。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>総合事業は平成29年4月1日からスタートします。現時点で要介護認定を受け、デイサービス等を利用している方については、4月1日から有効期間が開始になる方から順次総合事業に移っていただくこととなります。市民の方への周知は、1月15日号の広報でご案内しております。また、更新の時期になりましたら個々の利用者に対して事業の周知をしていくこととなります。</p>
<p>● I 委員</p>	<p>事業所はサービスを提供できる体制になりつつありますか。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>事業所に対しては、12月に説明会を実施しまして、ご参加いただいております。</p> <p>事業そのものについては、現在介護保険の指定を受けサービス提供している事業所はみなし指定ということで総合事業の指定も受けています。総合事業を行わないという意思表示をされない限りは、指定を受けていただいておりますので、4月以降のサービスの提供体制に問題はないと考えております。</p> <p>緩和型については、緩和型で働いていただく予定の方々に対し、昨年講習会を実施しております。今年度内にもう一度講習会を予定しております。</p>
<p>●会長</p>	<p>他に無ければ、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>岩淵会長におかれましては、議長をお務めいただき、たいへんありがとうございました。</p> <p>それでは、平成28年度第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を閉会させていただきたいと思っております。</p> <p>皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。</p>